

先住民族や少数民族の人権と文化世界のすう勢です

国際的な場で大きな役割を果たすアイヌの人たち

先住民族や少数民族に対する差別をなくし、その独自性と文化を守ろうという動きが国際的に活発になっています。

国連の中の人権委員会や国際労働機関(ILO)などでは、このような理念に沿って国際的な条約を検討し直すための議論が行われており、これらの会議などにアイヌの人たちも積極的に参加し、世界の先住民族や少数民族の人たちと交流を深め、その中で大きな役割を果たそうとしています。

平成19年9月には、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会において採択されました。この宣言の採択に当たっては、アイヌの人たちも様々な働きかけを行っています。



1992年12月10日　国連「世界の先住民の国際年」開幕式典における北海道ウタリ協会 野村理事長（当時）の記念演説
(写真提供 国際連合広報センター)

を守る動きは

ひとくち解説 先住民族の権利に関する国際連合宣言とは

この宣言は、宗教的伝統の実行の権利、教育の権利、土地・資源に対する権利等、政治・経済・文化その他の広範な分野にわたって、先住民族及びその個人の権利について規定しています。

日本は、集団的権利等について国の解説を説明した上で賛成しています。

国における新たなアイヌ政策の検討

1 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成20年6月、衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。

[北海道アイヌ協会とは]

アイヌ民族の尊厳を確立し、社会的地位の向上と文化的保存・伝承及び発展を図ることを目的として設立された、北海道のアイヌの人たちの組織。

- ・昭和21年設立
- ・(社)北海道アイヌ協会
- ・昭和36年改称
- ・(社)北海道ウタリ協会
- ・平成21年改称
- ・(社)北海道アイヌ協会
- ・平成26年公益認定
- ・(公社)北海道アイヌ協会
- ・会員2,050人(R3.12.10現在)
- ・50地区協会

この国会決議は、我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史認識を示した上で、政府に対し、平成19年9月に国際連合総会において採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求めました。

2 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会

これを受け、政府は、アイヌの人々が先住民族であるとの認識の下に、国連宣言における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む考えを示し、こうした施策の確立に向けて総合的な検討を行うため、平成20年7月、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。

この報告書には、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌ文化に深刻な打撃を与えたことから、国には、アイヌ文化の復興に配慮すべき強い責任があることや、従来にも増して、国が主体性を持って政策を立案し遂行すべきであることなどの内容が盛り込まれ、「おわりに」では、国の姿勢と覚悟を法律のかたちで具体的に示すことがアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有すると記述されています。

3 アイヌ政策推進会議

政府は、報告書を受けて、平成21年8月に総合的なアイヌ政策の企画・立案・推進を行う「アイヌ総合政策室」を内閣官房に設置し、平成22年1月からは、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため「アイヌ政策推進会議」を開催しています。

この会議では、これまで、「民族共生の象徴となる空間」と「北海道外アイヌの生活実態調査」を中心に、作業部会を設けるなどして具体的な検討が進められてきました。

「民族共生の象徴となる空間」については、国立のアイヌ文化博物館(仮称)や民族共生公園(仮称)の設置、2020年の一般公開、遺骨等の集約は一般公開に先立ち、できる限り早期に行うことなどを内容とする整備及び管理運営に関する基本方針が平成26年6月に閣議決定されました。

なお、平成25年9月には、第5回アイヌ政策推進会議が北海道で初めて開催されました。

平成28年5月に開催された第8回アイヌ政策推進会議では、「民族共生の象徴となる空間」及びその主要施設の名称が決定され、空間全体は「民族共生象徴空間」、主要施設である博物館及び公園は、「国立アイヌ民族博物館」、「国立民族共生公園」とされました。

また、この会議では、座長の菅官房長官(当時)から、「現行施策の改善方策を含めて幅広くアイヌ政策を検討していく中で、法的措置の必要性についても総合的に検討していく」との考えが表明されました。

こうしたことから、国において、先住民族政策を再構築する観点から、総合的なアイヌ政策の検討を進め、地域説明会を開催するなど、アイヌの人々からの意見の聴取等を行い、アイヌ施策推進法の制定や基本的な方針の策定に至っています。

北海道では、平成28年11月に「ウボポイ官民応援ネットワーク」を設立し、「ウボポイ(民族共生象徴空間)」への誘客促進のPRなどに地元として官民一体で取組を進めています。

(P39の取組内容を参照してください。)

(公財)アイヌ民族文化財団の概要

新たな施策の展開

アイヌ施策推進法では、アイヌ文化の振興等を図るための様々な施策を推進することにより、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

アイヌの人たちが長い歴史の中で培ってきたアイヌ文化は、北海道民の生活や文化に多くの影響を与えてきており、特に自然との関わりの中で育まれてきた豊かな知恵は、私たちの財産として後世に伝えるとともに、この文化を現代に生かし発展させていくことは、我が国の文化の多様さと豊かさの証となるものです。

北海道としても、国と連携し必要な支援を行うとともに、アイヌ文化の振興等を図るために施策を総合的に実施するため、積極的に取組を行っています。

全国唯一の指定法人

「公益財団法人アイヌ民族文化財団」(札幌市)は、アイヌ文化振興法に基づく事業等を全国規模で実施する組織として、平成9年6月に設立されました。

さらに、同年9月にはアイヌ文化交流センター(東京都中央区八重洲)が開設されるとともに、11月には、法律の規定に基づく業務を行う全国を通じて唯一の法人としての指定を受けました。

※アイヌ施策推進法の施行(2019(令和元)年)と同日付で同法第20条による全国唯一の指定法人となる。

(公財)アイヌ民族文化財団によって進められる新たな施策に、全国のアイヌの人たちをはじめ、多くの国民からの期待が寄せられています。



[(公財)アイヌ民族文化財団の概要]

1 設立の目的

アイヌ文化の振興やアイヌの人々、アイヌ文化等に対する理解の促進に関する施策を推進し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様な文化の一層の発展に寄与することを目的としています。

2 事業の柱

設立の目的を達成するために、次に関する事業を展開するものとしています。

- (1)アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進
- (2)アイヌ語の振興
- (3)アイヌ文化の振興
- (4)アイヌの伝統等に関する普及啓発
- (5)アイヌ文化の伝承者育成
- (6)民族共生象徴空間運営事業

3 設立形態

北海道開発庁及び文部省(現、国土交通省及び文部科学省)から、平成9年6月27日、民法第34条に基づく公益法人として設立許可を受け、同年11月26日にアイヌ文化振興法に指定された業務を行う全国を通じて唯一の法人として指定され、平成25年3月21日には、内閣府から公益財団法人に認定されました。

また、平成29年6月27日、内閣府から民族共生象徴空間(ウボボイ)の運営主体として指定され、平成30年4月1日、(一財)アイヌ民族博物館と合併し、アイヌ文化振興・研究推進機構から、現名称に改称しました。

4 基本財産

約1億9千万円(北海道が9千万円、アイヌの人たちが居住する北海道内62(当時)市町村が1千万円を出捐の他、(一財)アイヌ民族博物館より引き継いだ基本財産。)

5 事業運営財源

事業運営の財源は、国(国土交通省及び文部科学省)と北海道からの補助金等により運営されています。

アイヌ民族文化財団の事業

アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現と国民文化のいっそうの発展に資するために、次の事業を実施しております。

第1 アイヌ文化振興並びにアイヌ伝統等普及啓発等事業

I アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進

1 アイヌ関連研究事業

II アイヌ語の振興

1 アイヌ語教育事業

- ①指導者育成
- ②上級講座
- ③初級講座
 - (a) 親と子のアイヌ語学習
 - (b) アイヌ語入門講座

2 アイヌ語普及事業

- ①アイヌ語発信
 - (a) ラジオ講座
 - (b) 動画講座
- ②弁論大会

III アイヌ文化の振興

1 アイヌ文化伝承再生事業

- ①マニュアル作成
- ②実践上級講座
 - (a) 口承文芸伝承者(語り部)育成
 - (b) 伝統文化(木彫・刺繡等)指導者育成
- ③伝統工芸複製助成
- ④風俗慣習に関する伝承事業

(公財)アイヌ民族文化財団

〒060-0001
札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1-7
TEL 011-271-4171
URL <https://www.ff-ainu.or.jp/>



【公式ホームページには、アイヌ関連イベントの情報、資料の紹介、各種制度・事業等について詳しく掲載されています。】

2 アイヌ文化交流事業

- ①アイヌ文化交流事業
 - (a) 国内文化交流助成
 - (b) 国際文化交流助成

②青少年国際文化交流研修事業

3 アイヌ文化普及事業

- ①伝統工芸展示・公開助成
- ②アドバイザー派遣
- ③工芸品展
- ④文化フェスティバル

4 アイヌ文化活動表彰事業

- ①工芸作品コンテスト
- ②アイヌ文化賞

IV アイヌの伝統等に関する普及啓発

1 普及啓発促進事業

- ①広報情報発信
 - (a) リーフレット等発行
 - (b) ホームページ
- ②小中学生向け副読本の作成・配布
- ③親と子のための普及啓発
- ④セミナー
- ⑤講演会
- ⑥イランカラブテキャンペーン

2 アイヌ文化交流センター事業

V アイヌ文化の伝承者育成

1 伝承者育成事業

第2 民族共生象徴空間運営事業

VI 民族共生象徴空間運営事業

- 1 国立民族共生公園等管理業務
- 2 国立アイヌ民族博物館管理業務
- 3 アイヌ語アーカイブ事業